

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年規則第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和49年11月14日 逗子市規則第21号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年逗子市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第2条 市長は、条例第2条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる調査を行い、その適否を決定して支給する。</p> <p>（1） 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の住所、氏名及び生年月日</p> <p>（2） 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況</p> <p>（3） 死亡者の遺族に関する事項</p> <p>（4） 支給の制限に関する事項</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項</p> <p>2 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災を証する書類を提出させるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和49年11月14日 逗子市規則第21号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（災害弔慰金の支給）</p> <p>第2条 （略）</p>

(災害障害見舞金の支給)

第3条 市長は、条例第8条の規定による障がい者(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

(必要書類の提出)

第4条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書(第1号様式)を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入れの申込み)

第5条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、特別な場合を除きその者の被災の

(災害障害見舞金の支給)

第3条 (略)

(必要書類の提出)

第4条 (略)

(災害援護資金の借入れの申込み)

第5条 (略)

あった日の翌日から3月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) その他の借入申込者にあつては、市長が必要と認めた書類
(貸付けの決定)

第6条 市長は、前条の規定により申込みがあつたときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)又は災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 前条の規定により資金の貸付けの決定通知を受けた者は、速やかに連帯保証人と連署した災害援護資金借用書(第5号様式)にその者及び保証人の印鑑証明書を添えて

____、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 市長は、前条の災害援護資金借用書が提出されたときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(貸付けの決定)

第6条 (略)

(借用書の提出)

第7条 前条の規定により資金の貸付けの決定通知を受けた者は、速やかに借用書(保証人を立てるときは、保証人の連署した借用書)(第5号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てるときは、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 (略)

(利率)

第9条 条例第13条に規定する規則で定める率は、保証人を立てるときは無利子とし、保証人を立てないときは、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率の延滞の場合を除き年1パーセントとす

(繰上償還)

第9条 資金の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(第6号様式)を市長に提出して行うものとする。

(償還免除)

第10条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(第7号様式)に次の各号のいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、その旨を災害援護資金償還免除承認決定通知書(第8号様式)又は災害援護資金償還免除不承認決定通知書(第9号様式)を償還免除申請者に交付するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受人は、資金の償還の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還猶予申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、支払猶予の適否を

る

(繰上償還)

第10条 (略)

(償還免除)

第11条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(第7号様式)に次の各号のいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 借受人 の死亡を証する書類

(2) (略)

2 (略)

(償還金の支払猶予)

第12条 (略)

決定し、その旨を災害援護資金償還猶予承認決定通知書(第11号様式)又は災害援護資金償還猶予不承認決定通知書(第12号様式)を借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金違約金支払免除申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、支払の免除の適否を決定し、その旨を災害援護資金違約金支払免除承認決定通知書(第14号様式)又は災害援護資金違約金支払免除不承認決定通知書(第15号様式)を借受人に交付するものとする。

(督促)

第13条 市長は、償還金を償還期限までに償還しない者があるときは、督促するものとする。

(氏名又は住所の変更届)

第14条 借受人又は保証人について借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名・住所変更届(第16号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(借用書等の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を返還するものとする。

(違約金の支払免除)

第13条 (略)

(督促)

第14条 (略)

(氏名又は住所の変更届)

第15条 (略)

(借用書等の返還)

第16条 (略)

- (1) 貸付金の償還を完了した場合
 - (2) 貸付金の償還の全部を免除した場合
- (委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(貸付けの特例)

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第5条の適用については、「その者の被災のあった日の翌月から3月以内」とあるのは「平成30年3月31日まで」とする。

- 3 前項の災害援護資金の貸付けで保証人を立てないものに係る第7条の適用については、「連帯保証人と連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「その者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「その者の印鑑証明書」とする。

(委任)

第17条 (略)

附 則

- 1 (略)

(貸付けの特例)

- 2 (略)

- 3 (略)

附 則

(施行期日)

第1号様式
(略)
第2号様式
(略)
第3号様式
(略)
第4号様式
(略)
第5号様式
(略)
第6号様式
(略)
第7号様式
(略)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第7及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 第1号様式 (略)
第2号様式 (略)
第3号様式 (略)
第4号様式 (略)
第5号様式 (略)
第6号様式 (略)
第7号様式 (略)

第8号様式
(略)

第9号様式
(略)

第10号様式
(略)

第11号様式
(略)

第12号様式
(略)

第13号様式
(略)

第14号様式
(略)

第15号様式
(略)

第16号様式
(略)

第8号様式 (略)

第9号様式 (略)

第10号様式 (略)

第11号様式 (略)

第12号様式 (略)

第13号様式 (略)

第14号様式 (略)

第15号様式 (略)

第16号様式 (略)